

子どもの医療費無料化のお知らせ

子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、安心して子どもを産み育てられる環境づくりの一環として、小学生までの子どもの医療費が、8月診療分から無料になります。



- 対象者／0歳から小学生まで
- 対象となる費用／医療機関等で診療を受けた場合に保険診療が適用される医療費
- 対象外となる費用／入院時の食事代、訪問看護利用時の基本利用料の一部、病衣代、おむつ代、健康診断、予防接種など

【乳幼児等医療費】

所得制限がなくなります

	平成28年7月診療分まで	平成28年8月診療分から
3歳未満の乳幼児	初診料のみ負担	無料 (入院・通院・訪問看護) ※入院時の食事代等を除く
3歳以上の未就学児	住民税非課税世帯：初診料のみ負担 住民税課税世帯：1割負担	
小学生	住民税非課税世帯：初診料のみ負担(入院・訪問看護のみ) 住民税課税世帯：1割負担(入院・訪問看護のみ)	
所得制限を超えている人	助成なし	

【重度心身障害者、ひとり親家庭等医療費】

中学生以上および所得制限を超えている人については、従来どおりです

	平成28年7月診療分まで	平成28年8月診療分から
3歳未満の乳幼児	初診料のみ負担	無料 (入院・通院・訪問看護) ※入院時の食事代等を除く
3歳以上の未就学児と小学生	住民税非課税世帯：初診料のみ負担 住民税課税世帯：1割負担	
中学生以上	住民税非課税世帯：初診料のみ負担 住民税課税世帯：1割負担	
所得制限を超えている人	助成なし ※ただし、小学生までについては、乳幼児等医療費助成を申請することで、助成を受けることができます	

【受給者証の申請・更新のお願い】

医療費の無料化に伴い、所得制限などで受給者証を持っていない人も、申請の手続きが必要になります。なお、7月19日(火)から受給者証の申請・更新ができます。詳しくは広報7月号でお知らせします。

●問い合わせ／町民課保険医療係